

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

## 補助内容

### ○ 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

### ○ 補助対象経費

予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額



### <補助対象経費算定方法>

#### 予測費用

(事業者のキロ当たり経常費用見込額  
× 系統毎の実車走行キロ)

#### 予測収益

(系統毎のキロ当たり経常収益見込額  
× 系統毎の実車走行キロ)

### ○ 補助率

1/2

### ○ 主な補助要件

都道府県等が定めた地域公共交通計画に位置付けられた系統であり(※1)

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者による運行であること
- ・複数市町村にまたがる系統であること(平成13年3月31日時点で判定)
- ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
- ・輸送量が15人～150人/日と見込まれること

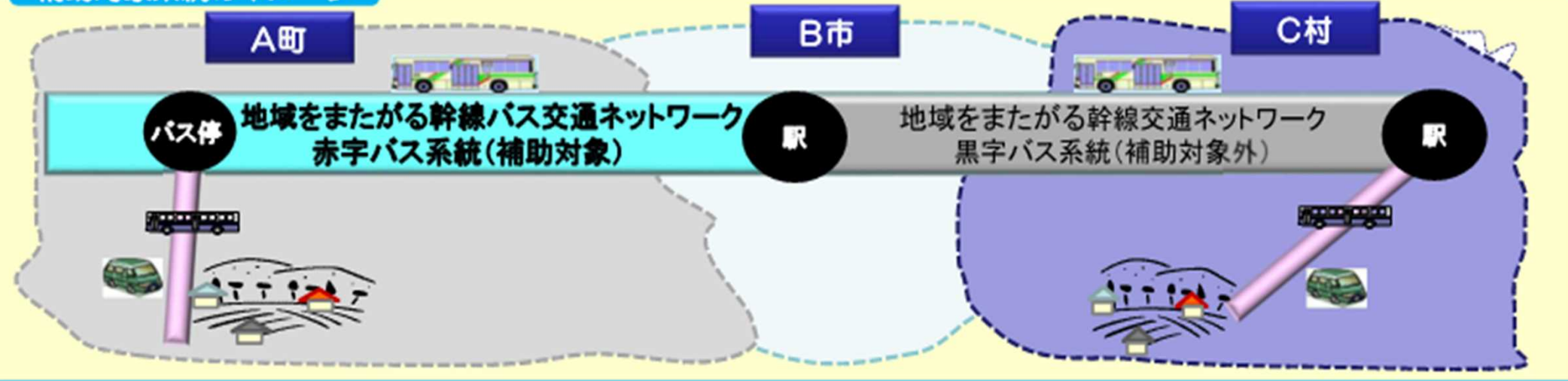
※1日の運行回数3回(朝、昼、夕)以上であって、1回当たりの輸送量5人以上(乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数)

※ ①復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、東日本大震災前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統、②熊本地震前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統については、輸送量要件を緩和(一定期間)

- ・経常赤字が見込まれること

※1: 令和6年度までは経過措置により、令和2年度以前の生活交通確保維持改善計画等による申請も可能。

## 補助対象システムのイメージ



## ① コロナ特例における要件緩和の一部厳格化

・コロナ特例により「1日当たり輸送量見込み」(基準期間の実績から算定)15人以上が緩和され、15人未満でも対象となっていた。

→令和6年度(2年前)は既にコロナ禍から明けているが、激変緩和の観点から、令和8年度計画においては「1日当たり輸送量見込み」が5人以上であることを必須とした。ただし、令和9年度計画においては10人以上であることを必須化になる予定。



重要

## ② 運賃改定を行った際の補助額算定方法の変更

・「ブロック毎の標準キロ単価」を「キロ当たりの経常費用単価」が上回っている事業者が対象  
・基準期間、基準期間の前年度、前々年度に運賃改定を行っている場合、当該運賃改定による収入の増加分を収入から控除する。

※1年目:増加分を控除  
2年目:増加分の2/3控除  
3年目:増加分の1/3控除

## ③ 「平均賃率」算定方法の見直し

・「平均賃率」  
改正前:停留所相互間総額運賃(補助対象期間)÷停留所相互総キロ) だったものを、  
改正後:停留所相互間総額運賃(基準期間)÷停留所相互総キロ) に変更。

・運賃改定を行った際の計画平均乗車密度への悪影響を軽減。

## ○コロナ特例について

以下の幹線補助要件について令和4～7年度事業において特例により緩和

- ①「1日当たり輸送量見込み」(2年前実績をもとに算定)が15人以上であること
- ②2～4年前の3年間のうち2ヶ年連続で「1日当たり輸送量実績」が15人を下回っていないこと

## ○令和8年度以降のコロナ特例の適用について

令和8年度の2年前(令和6年度)は既にコロナから明けているため、段階的に特例を廃止する

コロナ特例①の算定に使用

		事業年度	2年前	3年前	4年前
コロナ特例	適用	令和3年度 (R2.10～R3.9)	令和元年度	平成30年度	平成29年度
		令和4年度 (R3.10～R4.9)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
		令和5年度 (R4.10～R5.9)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
		令和6年度 (R5.10～R6.9)	令和4年度	令和3年度	令和2年度
		令和7年度 (R6.10～R7.9)	令和5年度	令和4年度	令和3年度
コロナ特例	一部適用	令和8年度 (R7.10～R8.9)	令和6年度	令和5年度	令和4年度
		令和9年度 (R8.10～R9.9)	令和7年度	令和6年度	令和5年度
		令和10年度 (R9.10～R10.9)	令和8年度	令和7年度	令和6年度

コロナ特例②の判定に使用

※赤字は新型コロナウイルス感染症の位置づけが「2類相当」だった期間

以下の状況を考慮し、

- 令和8年度のコロナ特例については部分的に適用を厳格化
- 以後も段階的に適用を廃止

(考慮する状況)

- ・令和5年5月をもって、新型コロナウイルス感染症の位置づけが「2類相当」から除外
- ・令和6年度の輸送量が増加傾向

## 【令和8年度の見直し内容】

- ①「1日当たり輸送量見込み」(2年前の実績から算定)が15人以上であること  
→令和6年度(2年前)は既にコロナ禍から明けているが、激変緩和の観点から、令和8年度計画においては「1日当たり輸送量見込み」が5人以上であることを必須とする  
(ただし、令和9年度計画においては10人以上であることを必須化する予定)
- ②2～4年前の3年間のうち2ヶ年連続で「1日当たり輸送量実績」が15人を下回っていないこと  
→令和4～5年度はコロナ禍中のため、「令和4～5年度」又は「令和5～6年度」の2ヶ年連続で「1日当たりの輸送量実績」が15人を下回っていても補助対象とする

○ 補助対象期間の基準期間を含む3年間に上限運賃の変更認可を受け、運賃改定を実施した事業者が運行する補助対象系統に係る補助対象経費の算定方法について、以下の通り規定することにより、支援を強化。

※ ある運賃ブロックにおいて、上限運賃変更の認可を受けた場合、当該運賃ブロック内の補助対象系統に係る補助対象経費が対象

### 令和8事業年度の補助対象経費の算定方法

基準期間を含む3年間に上限運賃変更の認可を受けた場合※



- ① Cの期間(R3.10~R4.9)中に運賃改定を実施  
→基準期間(C)における「改定による増収分」の全額を収入から控除  
※基準期間(C)における収入額×(改定率÷(1+改定率))
- ② Bの期間(R4.10~R5.9)中に運賃改定を実施  
→基準期間(C)における「改定による増収分」の2/3を収入から控除
- ③ Aの期間(R5.10~R6.9)中に運賃改定を実施  
→基準期間(C)における「改定による増収分」の1/3を収入から控除

#### ※対象となる運賃改定

- ・対象となるのは、あくまで当該運賃ブロック(一部エリアの場合は当該エリアを通る系統のみ)での上限運賃の変更認可を受けた場合です。
- ・次のような場合は対象となりません。  
(対象外)実施運賃の変更、協議運賃の変更、軽微運賃の変更
- ・補助対象系統が「協議運賃」又は「軽微運賃」を適用するものでも、当該運賃ブロックで上限運賃の変更認可を受けた場合、対象になります。
- ・なお、新設系統については、過去の当該系統の収益をもとに補助対象経費を算定していないことから、そもそも対象外です。

## ② 幹線補助額の算出方法の見直し

- 現行制度においては、費用から収入を控除した額が補助対象経費とされるのが原則。
- ただし、費用が、地域キロ当たり標準経常費用(ブロック単価)を上回る場合には、「ブロック単価制度に基づくカット措置」が適用され、この場合、費用のうちブロック単価を超える部分(A)はカットされ、一律に事業者の持ち出しとなる。
- この制度を見直し、補助対象期間の前々補助対象期間(基準期間)に運賃改定を行った事業者については、当該運賃改定による収入の増加分(X)を収入から控除することにより補助対象とすることとし、事業者の持ち出しは、Xの大きさ分減少することとなる。
- 基準期間より前の期間の運賃改定による収入の増分については、運賃改定後逡減していくものとみなして、2カ年目は2/3、3カ年目は1/3を乗じて、補助額算定に用いる。  
R3事業年度に運賃改定を実施した事業者については、R6事業年度からR8事業年度にかけて同様の算定を行う旨を附則に記載。
- なお、実際には、XがAより大きくなることもあるため、カット措置がなくなり、コストの全額が補助されるケースもある。

※ 次ページ以降、R6事業年度、R7事業年度及びR8事業年度のそれぞれにおける補助対象経費の算定方法を図示しているので参照されたい。

### 〔交付要綱の改正内容〕

#### (別表2 (注))

3. 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」とは、運送予定者の基準期間を含む過去3年間における補助対象系統の経常収益を実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常収益を平均して得られた額をいう。

#### (以下、新規追加)

4. 前項の規定に関わらず、運賃改定が行われた補助対象系統における実車走行キロ当たり経常費用の見込額が、別表6に基づく補助ブロック毎に定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合の「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」は、当該運賃改定が行われた時期に応じて①～③によって算出される額を前項で得られる額から減じた額とする。

ただし、①～③によって算出される額が「当該運送予定者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額」と「地域キロ当たり標準経常費用」の差分を上回る場合は、当該差分を前項で得られる額から減じた額とする。

#### ①基準期間に運賃改定が行われた場合

「基準期間における1キロメートル当たりの経常収益」×「当該運賃改定に係る運送予定者の運賃の平均値上げ率」÷(1+「当該運賃改定に係る運送予定者の運賃の平均値上げ率」)

#### ②基準期間の前補助対象期間に運賃改定が行われた場合

「①で算出される額」×2÷3

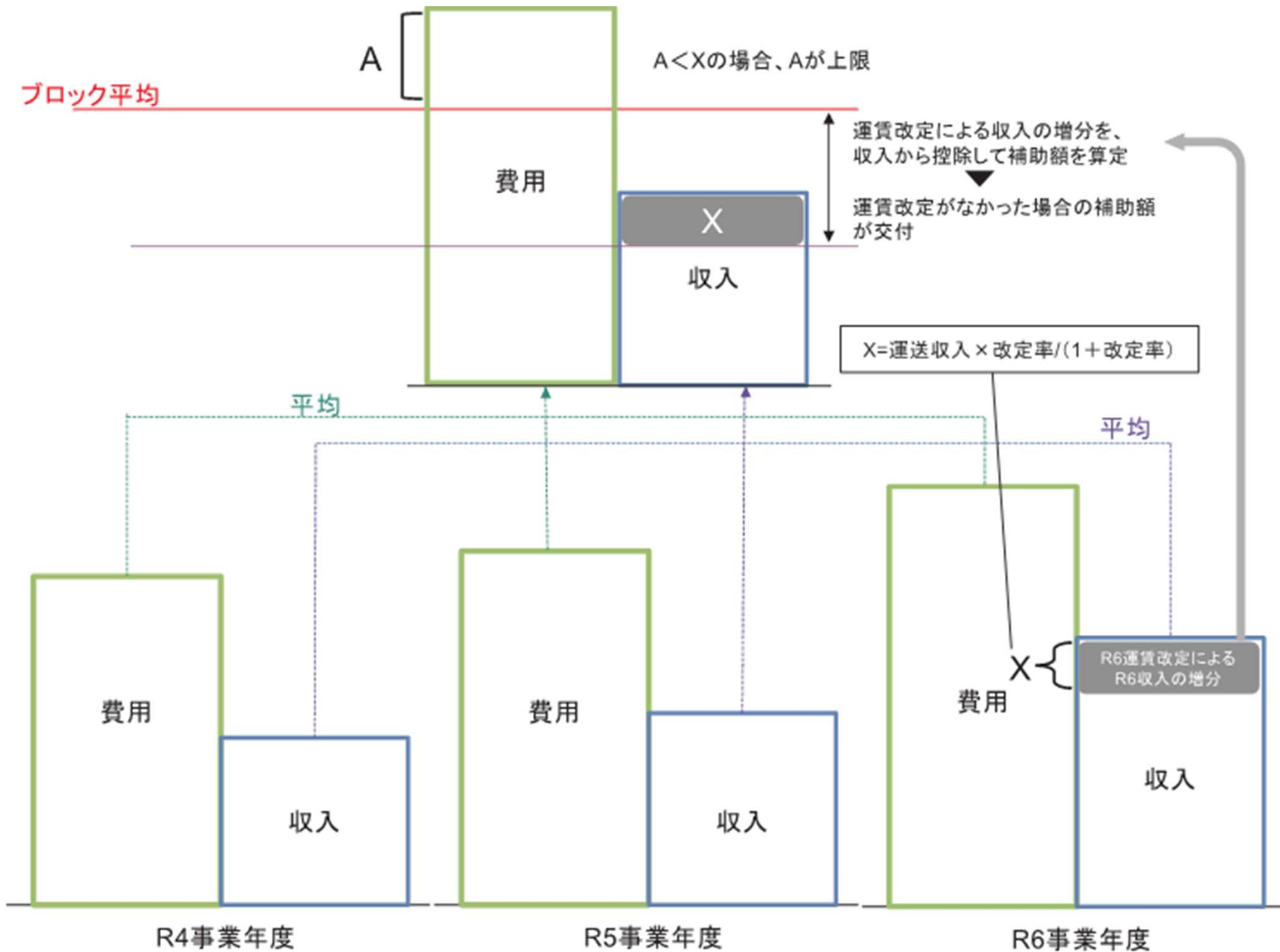
#### ③基準期間の前々補助対象期間に運賃改定が行われた場合

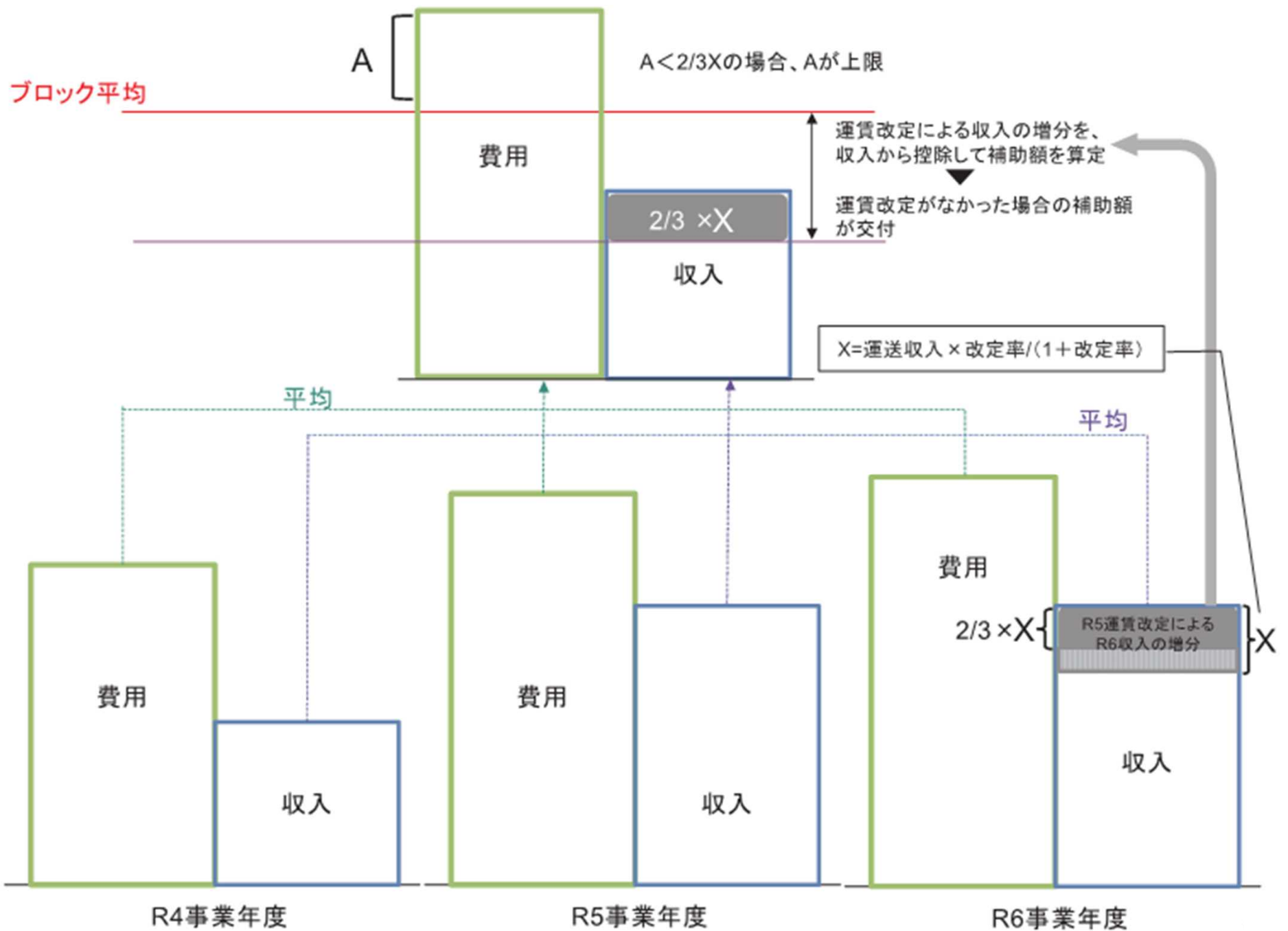
「①で算出される額」÷3

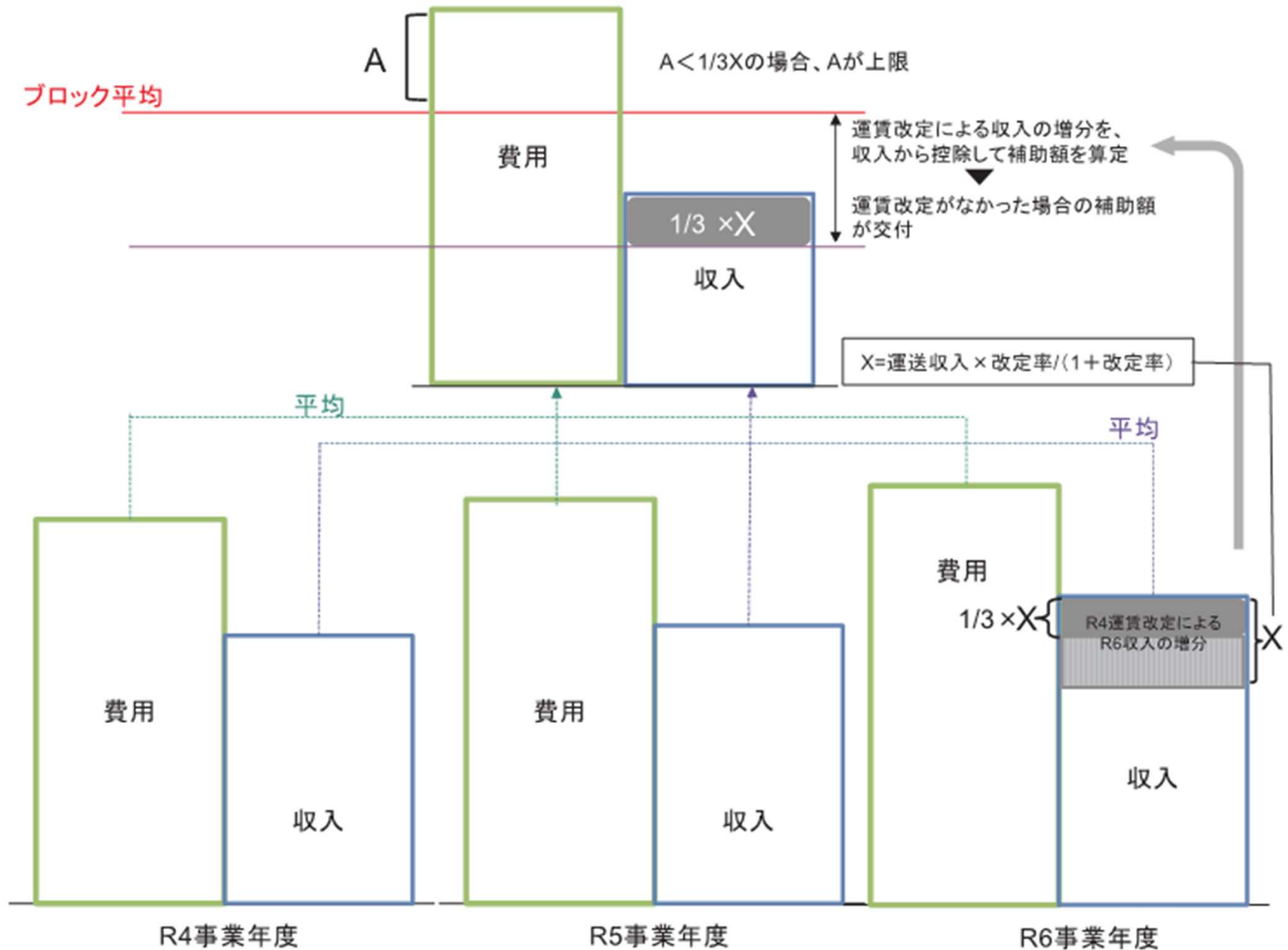
#### (附則)

(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象経費の算出方法に係る経過措置)

第1条 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る補助対象経費の算出に際して、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間に行われた運賃改定に応じて補助対象経費を算出する場合に限り、別表2(注)4.中「基準期間」とあるのは「基準期間の前補助対象期間」、「基準期間の前々補助対象期間」とあるのは「基準期間の前々補助対象期間」、「基準期間の前々々補助対象期間」と読み替えるものとする。







キロ当たり費用(3カ年平均)	420円
標準ブロック単価	400円
系統キロ当たり収益(3カ年平均)	250円 (R4事業年度 225円、R5事業年度 250円、R6事業年度 275円)
実車走行キロ	20,000km
運賃改定の実施状況	令和6年9月に上限変更認可(平均改定率10%)、同年10月に実施運賃を改定

支援強化がない場合の補助対象経費は以下のとおり

**経費** 標準ブロック単価 400円 × 実車走行キロ 20,000km = 8,000千円

**収益** 系統キロ当たり収益(3カ年平均) 250円 × 実車走行キロ 20,000km = 5,000千円

**補助対象経費** 8,000千円 - 5,000千円 = 3,000千円

(支援強化を受けた際の補助対象経費の算定)

○令和6年9月は以下の図のCに該当することから、基準期間(R6事業年度)における改定による増収分全額を、算定に用いる収益から控除  
 基準期間(R6事業年度)における改定による増収分(キロ当たり) = 275円 × 0.1 / (1 + 0.1) = 25円

○ただし、25円はキロ当たり費用(3カ年平均)のカット額20円(420円 - 400円)を超過していることから、控除額はカット額と同額の20円となる。

○系統キロ当たり収益(3カ年平均)は、250円から20円を控除した「230円」として補助対象経費を計算

<b>経費</b>	標準ブロック単価 400円 × 実車走行キロ 20,000km = 8,000千円
<b>収益</b>	系統キロ当たり収益(3カ年平均) 230円 × 実車走行キロ 20,000km = 4,600千円
<b>補助対象経費</b>	8,000千円 - 4,600千円 = 3,400千円

(ポイント)

- ・支援強化の対象となる「運賃改定の時期」はあくまで、「上限変更の認可」を受けた日で判断(実施運賃の変更日ではない)
- ・控除額はブロック単価カットを受けている金額が上限



キロ当たり費用(3カ年平均)	430円
標準ブロック単価	400円
系統キロ当たり収益(3カ年平均)	240円(R4事業年度 210円、R5事業年度 240円、R6事業年度 270円)
実車走行キロ	20,000km
運賃改定の実施状況	令和5年3月に上限変更認可(平均改定率20%)、同年4月に実施運賃を改定

支援強化がない場合の補助対象経費は以下のとおり

<b>経費</b>	標準ブロック単価 400円 × 実車走行キロ 20,000km = 8,000千円
<b>収益</b>	系統キロ当たり収益(3カ年平均) 240円 × 実車走行キロ 20,000km = 4,800千円
<b>補助対象経費</b>	8,000千円 - 4,800千円 = 3,200千円

(支援強化を受けた際の補助対象経費の算定)

○令和5年3月は以下の図のBに該当することから、基準期間(R6事業年度)における改定による増収分の2/3を、算定に用いる収益から控除  
基準期間(R6事業年度)における改定による増収分(キロ当たり)の2/3 = 270円 × 0.2 / (1 + 0.2) × 2/3 = 30円

※この場合、控除額とカット額は同額となっている

○系統キロ当たり収益(3カ年平均)は、240円から30円を控除した「210円」として補助対象経費を計算

<b>経費</b>	標準ブロック単価 400円 × 実車走行キロ 20,000km = 8,000千円
<b>収益</b>	系統キロ当たり収益(3カ年平均) 210円 × 実車走行キロ 20,000km = 4,200千円
<b>経費と収益の差額</b>	8,000千円 - 4,200千円 = 3,800千円

ただし、補助対象経費は経費の9/20が上限である。

**経費の9/20** 8,000千円 × 9/20 = 3,600千円

経費と収益の差額が経費の9/20を超過していることから、**補助対象経費**は経費の9/20である「3,600千円」となる。

(ポイント)

・図のBに該当する期間における運賃改定であっても、控除するのはCの期間における改定による増収分の2/3

・補助対象経費は、経費の9/20が上限



キロ当たり費用(3カ年平均)	532.31円
標準ブロック単価	412.33円
系統キロ当たり収益(3カ年平均)	350.21円(R4事業年度 325.12円、R5事業年度 350.33円、R6事業年度 375.19円)
実車走行キロ	310,013.3km
運賃改定の実施状況	令和4年9月に上限変更認可(平均改定率13.34%)、同年10月に実施運賃を改定 令和6年9月に上限変更認可(平均改定率12.33%)、同年10月に実施運賃を改定

支援強化がない場合の補助対象経費は以下のとおり

<b>経費</b>	標準ブロック単価	412.33円	×	実車走行キロ	310,013.3km	=	127,827千円
<b>収益</b>	系統キロ当たり収益(3カ年平均)	350.21円	×	実車走行キロ	310,013.3km	=	108,569千円
<b>補助対象経費</b>	127,827千円 - 108,569千円 = 19,258千円						

小数点3位以下四捨五入

(支援強化を受けた際の補助対象経費の算定)

- 令和4年9月は以下の図のAに該当することから、基準期間(R6事業年度)における改定による増収分の1/3を、算定に用いる収益から控除  
基準期間(R6事業年度)における改定による増収分(キロ当たり) =  $375.19円 \times 0.1334 / (1 + 0.1334) / 3 = 14.71円$  (小数点3位以下切り捨て)
- 令和6年9月は以下の図のCに該当することから、基準期間(R6事業年度)における改定による増収分全額を、算定に用いる収益から控除  
基準期間(R6事業年度)における改定による増収分(キロ当たり) =  $375.19円 \times 0.1233 / (1 + 0.1233) = 41.18円$  (小数点3位以下切り捨て)
- 控除額は「14.71円 + 41.18円 = 55.89円」となる。

○系統キロ当たり収益(3カ年平均)は、350.21円から55.89円を控除した「294.32円」として補助対象経費を計算

<b>経費</b>	標準ブロック単価	412.33円	×	実車走行キロ	310,013.3km	=	127,827千円
<b>収益</b>	系統キロ当たり収益(3カ年平均)	294.32円	×	実車走行キロ	310,013.3km	=	91,243千円
<b>補助対象経費</b>	127,827千円 - 91,243千円 = 36,584千円						

(ポイント)

- ・3年間で複数回運賃改定している場合は、それぞれの控除額を足し上げ
- ・平均改定率は、小数点3位以下四捨五入
- ・控除額は、小数点3位以下切り捨て



令和8年度計画において、以下の状況の系統が1～3のそれぞれ時期に運賃改定を実施した場合の「平均賃率」を算定

#### 【系統の状況】

停留所相互間総額運賃(運賃改定前)	20,000 円
停留所相互間総額運賃(運賃改定後)	25,000 円
停留所相互間総キロ	1,000 km

#### 【運賃改定実施時期】

1. 令和6年4月1日(基準期間中)に実施した場合
2. 令和7年4月1日(基準期間終了後～補助対象期間開始前)に実施した場合
3. 令和8年4月1日(補助対象期間中)に実施した場合

# 「平均賃率」算定方法見直しによる「計画平均乗車密度」への影響例

## 【令和8年度計画】

実車走行キロ当たりの運送収入(令和6年度実績)	100 円/km	①
停留所相互間総額運賃(令和6年度時点)	20,000 円	②
停留所相互間総額運賃(令和8年度時点※)	25,000 円	②'
停留所相互間総キロ	1,000 km	③
計画実車走行キロ	100,000 km	④

※令和7年4月1日に運賃改定を実施し、停留所相互間総額運賃が②から②'に変更された想定

## 【新旧要綱共通】

$$\begin{aligned} \text{「計画運送収入」} &= \text{「①実車走行キロあたり運送収入」} \times \text{「④計画実車走行キロ」} \\ &= 1,000 \text{万円} \quad \text{⑤} \end{aligned}$$

## 【改正前要綱での計算】

$$\begin{aligned} \text{「平均賃率」} &= \text{「②'停留所相互間総額運賃(令和8年度時点)」} \div \text{「③停留所相互総キロ」} \\ &= 25 \text{円/km} \quad \text{⑥'} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{「計画平均乗車密度」} &= \text{「⑤計画運送収入」} \div \text{「⑥'平均賃率」} \div \text{「④計画実車走行キロ」} \\ &= 4.0 \text{人} \end{aligned}$$

## 【改正後要綱での計算】

$$\begin{aligned} \text{「平均賃率」} &= \text{「②停留所相互間総額運賃(令和6年度時点)」} \div \text{「④停留所相互総キロ」} \\ &= 20 \text{円/km} \quad \text{⑥} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{「計画平均乗車密度」} &= \text{「⑤計画運送収入」} \div \text{「⑥平均賃率」} \div \text{「④計画実車走行キロ」} \\ &= 5.0 \text{人} \end{aligned}$$

## 【系統の状況】

停留所相互間総額運賃(運賃改定前)	20,000 円
停留所相互間総額運賃(運賃改定後)	25,000 円
停留所相互間総キロ	1,000 km

## 【運賃改定実施時期】

1. 令和6年4月1日(基準期間中)に実施した場合

### ○令和7年度以前の要綱での計算

$$\begin{aligned}\text{「平均賃率」} &= \text{「停留所相互間総額運賃(補助対象期間)」} \div \text{「停留所相互間総キロ」} \\ &= 25,000\text{円} \div 1,000\text{km} \\ &= 25.00\text{円}\end{aligned}$$

### ○令和8年度以降の要綱での計算

$$\begin{aligned}\text{「運賃改定前適用の平均賃率」} &= 20,000\text{円} \div 1,000\text{km} = 20.00\text{円} \quad \text{日数} \quad 183\text{日間(R5.10.1} \sim \text{R6.3.31)} \\ \text{「運賃改定後適用の平均賃率」} &= 25,000\text{円} \div 1,000\text{km} = 25.00\text{円} \quad \text{日数} \quad 183\text{日間(R6.4.1} \sim \text{R6.9.30)}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{「平均賃率」} &= (\text{「運賃改定前適用の平均賃率} \times \text{日数」} + \text{「運賃改定後適用の平均賃率} \times \text{日数」}) \\ &\quad \div \text{「実績引用期間の日数」} \\ &= (20.00\text{円} \times 183\text{日間} + 25.00\text{円} \times 183\text{日間}) \div 366\text{日間} \\ &= 22.50\text{円}\end{aligned}$$

## 【系統の状況】

停留所相互間総額運賃(運賃改定前)	20,000 円
停留所相互間総額運賃(運賃改定後)	25,000 円
停留所相互間総キロ	1,000 km

## 【運賃改定実施時期】

2. 令和7年4月1日(基準期間終了後～補助対象期間開始前)に実施した場合

### ○令和7年度以前の要綱での計算

$$\begin{aligned}\text{「平均賃率」} &= \text{「停留所相互間総額運賃額(補助対象期間)」} \div \text{「停留所相互間総キロ」} \\ &= 25,000\text{円} \div 1,000\text{km} \\ &= 25.00\text{円}\end{aligned}$$

### ○令和8年度以降の要綱での計算

$$\begin{aligned}\text{「平均賃率」} &= \text{「停留所相互間総額運賃額(基準期間)」} \div \text{「停留所相互間総キロ」} \\ &= 20,000\text{円} \div 1,000\text{km} \\ &= 20.00\text{円}\end{aligned}$$

## 【系統の状況】

停留所相互間総額運賃(運賃改定前)	20,000 円
停留所相互間総額運賃(運賃改定後)	25,000 円
停留所相互間総キロ	1,000 km

## 【運賃改定実施時期】

3. 令和8年4月1日(補助対象期間中)に実施した場合

### ○令和7年度以前の要綱での計算

「運賃改定前適用の平均賃率」= 20,000円 ÷ 1,000km = 20.00円 日数 182日間(R7.10.1~R8.3.31)

「運賃改定後適用の平均賃率」= 25,000円 ÷ 1,000km = 25.00円 日数 183日間(R8.4.1~R8.9.30)

$$\begin{aligned} \text{「平均賃率」} &= (\text{「運賃改定前適用の平均賃率} \times \text{日数} + \text{「運賃改定後適用の平均賃率} \times \text{日数}) \\ &\quad \div \text{「実績引用期間の日数} \\ &= (20.00\text{円} \times 182\text{日間} + 25.00\text{円} \times 183\text{日間}) \div 365\text{日間} \\ &= 22.50\text{円} \end{aligned}$$

### ○令和8年度以降の要綱での計算

$$\begin{aligned} \text{「平均賃率」} &= \text{「停留所相互間総運賃額(基準期間)」} \div \text{「停留所相互間総キロ} \\ &= 20,000\text{円} \div 1,000\text{km} \\ &= 20.00\text{円} \end{aligned}$$